

当協会の特定行為研修と 精神科認定看護師制度改正に関する 情報提供

この情報提供は、令和3年11月1日時点のものです。
現時点で決定していることをお伝えします。

一般社団法人日本精神科看護協会

チーム医療を強くするための 看護師の養成が始まります！

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
特定行為研修	受講生 募集	開講		
精神科認定看護師 制度		新制度 受講生 募集	制度改正	

令和4年度から特定行為研修が開講、令和5年度に精神科認定看護師制度を改正します。

当協会の特定期間研修の概要

当協会において特定行為研修を開講する背景

日本の人口構造の変化に端を発し、2025年には医療や介護のニーズが
いっそう増大するため、地域包括ケアシステムの構築が進められています。
精神科医療においても、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が
急務となっています。このような状況の中、精神科病院の入院患者や精神科
訪問看護の利用者において、生活習慣病、高齢化に伴う身体合併症、クロザ
ピンの導入に伴う身体症状の管理など、身体面のケアも重要視されています。

一方、総合病院では、精神症状、せん妄があっても専門医の診察を受けて
いない場合があります。そこで、当協会の活動理念の実現にむけて、精神科
看護師が積極的にチーム医療に参画し、高度な臨床実践能力を発揮できる人材
の育成に取り組むこととしました。

当協会の特定行為研修の基本理念

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの中で、
精神科看護師が積極的にチーム医療に参画するために
必要とされる高度な臨床実践能力の習得をめざす。

受講可能な特定行為区分

当協会では、特定行為研修制度において定められている38の「特定行為」のうち、特に精神科医療の現場に有用である次の3区分を実施することとしました。

栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連

血糖コントロールに係る薬剤投与関連

精神及び神経症状に係る薬剤投与関連

受講生は、3つの区分から、所属施設で必要とされる区分を選んで受講します

当協会で下記の特特定行為区分を実施する理由

栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連

精神疾患患者は、精神症状や認知機能障害などにより食事や水分摂取が適切にできず脱水や水中毒となる場合があります。また、最近では精神科病院の入院患者が高齢化しているため身体合併症により栄養・水分管理が必要となる場合が多くあります。このような状況にもかかわらず、精神科病院においては内科医が非常勤であることも多いため、本特定行為区分を学び、適切なケアを実践できる看護師を養成する必要があります。

血糖コントロールに係る薬剤投与関連

第二世代抗精神病薬の副作用には、体重増加、肥満、血糖値の上昇が多く、重大な副作用として高血糖、糖尿病性ケトアシドーシス、糖尿病性昏睡などがあります。そのため、糖尿病を合併する精神障がい者が増えていますが、治療の必要性を理解することが難しい場合があります。精神障がい者に適切な糖尿病の治療を提供するためには、本特定行為区分を学ぶことが有用です。

精神及び神経症状に係る薬剤投与関連

精神科病院では、向精神薬の臨時投与が日常的に行われています。そこで、本特定行為区分を学ぶことにより薬物療法への理解を深め、効果的な治療を提供することにより精神症状の改善が期待されます。また、せん妄の早期改善および重症化予防や身体拘束を避ける手段となることも期待されます。

受講モデル

区分別科目を自由に
組み合わせて
受講できます

例1 精神障がい者への身体合併症のケア

- 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連
- 血糖コントロールに係る薬剤投与関連

例2 せん妄の早期改善・重症化予防に関するケア

- 精神及び神経症状に係る薬剤投与関連

例3 精神科の急性期や慢性期で有用なケア

- 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連
- 血糖コントロールに係る薬剤投与関連
- 精神及び神経症状に係る薬剤投与関連

特定行為研修のカリキュラム

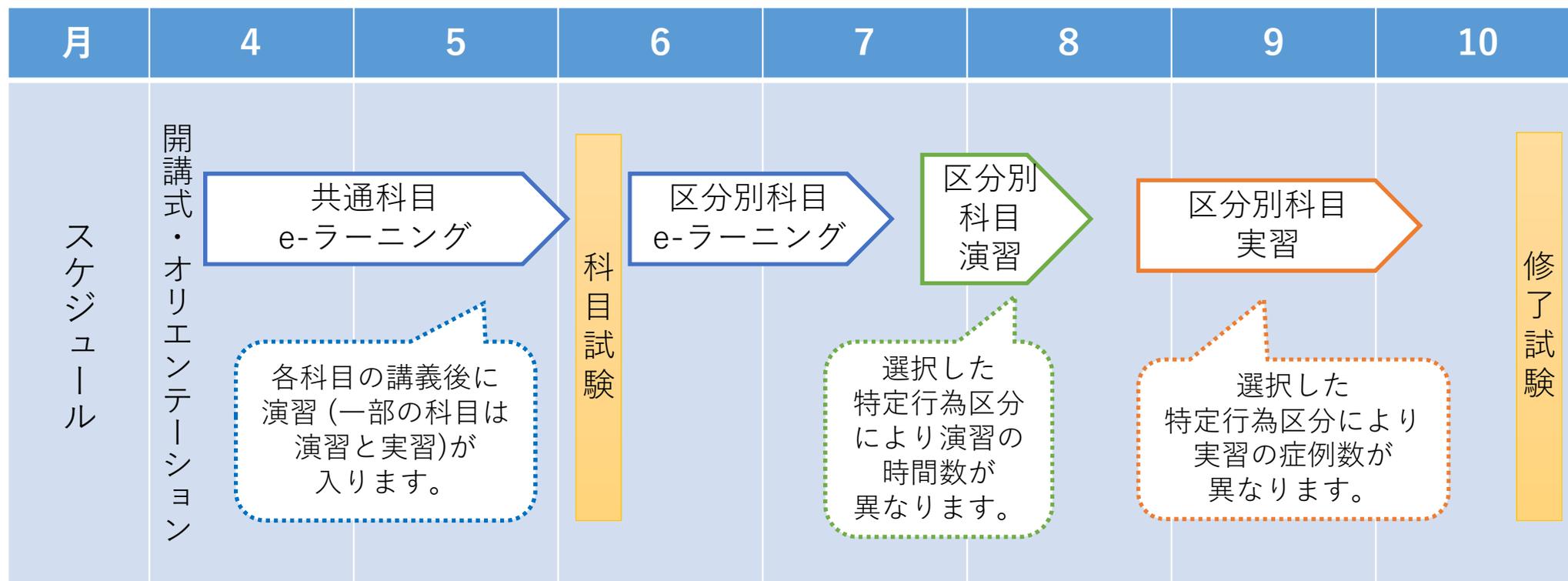
共通科目	科目名	講義	演習	実習	評価
	臨床病態生理学	29	1		1
	臨床推論	26.5	16	1	1.5
	フィジカルアセスメント	17.5	2	17.5	8
	臨床薬理学	32.5	11.5		1
	疾病・臨床病態概論	37	3		1
	医療安全学／特定行為実践	22.5	17	3.5	2

(時間)

区分別科目	特定行為区分名	特定行為名	講義	演習	実習症例数	
	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液投与量の調整	14		1	5症例
		脱水症状に対する輸液による補正			1	5症例
	血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整	13		3	5症例
	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時の投与	21.5		2	5症例
		抗精神病薬の臨時の投与			1.5	5症例
抗不安薬の臨時の投与		1			5症例	

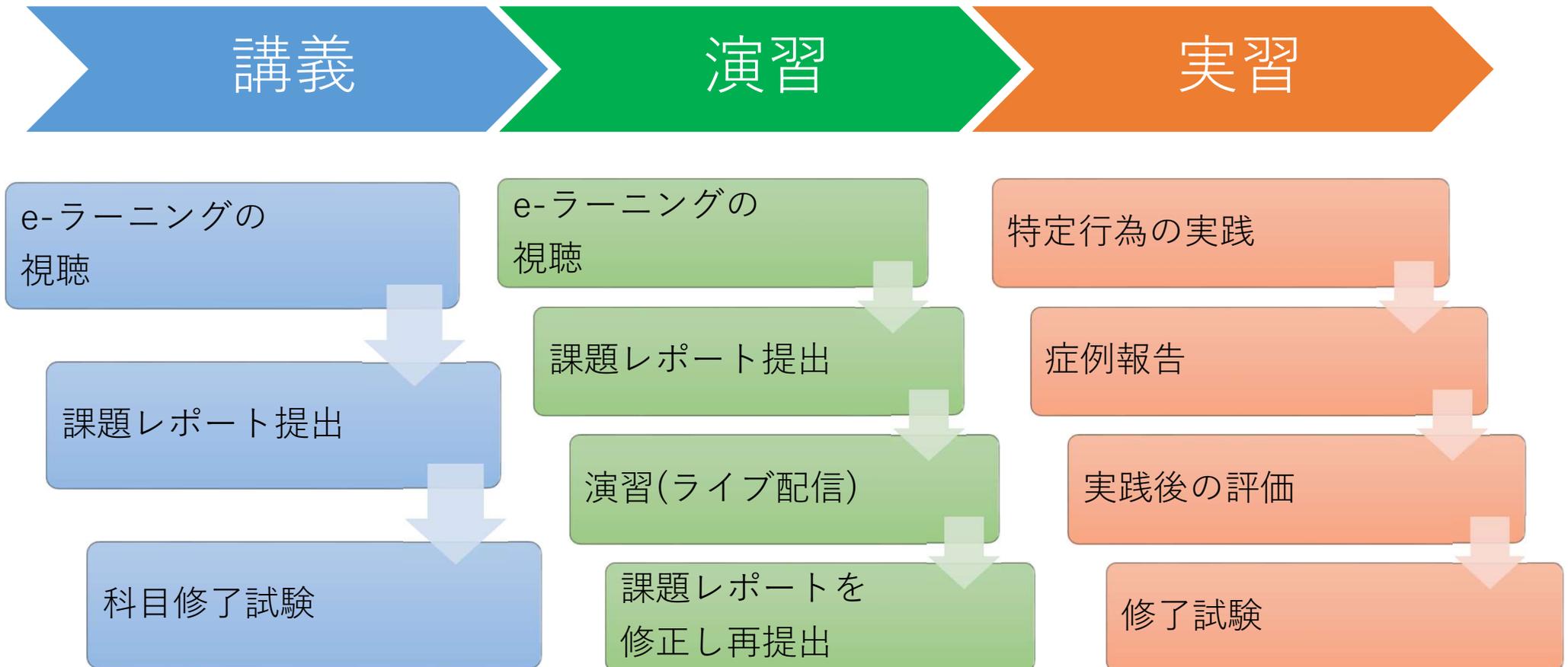
(時間)

研修修了までのスケジュール



- 講義：学研メディカルサポートのe-ラーニングを受講します。週15時間以上の受講が必要です。
- 演習：当協会が指定する日にオンラインで受講します。主にペーパーシミュレーションによるディスカッションを行い、レポートを提出します。
- 実習：受講生の所属施設で実施します。共通科目にも実習があります。区分別科目では、特定行為毎に患者に対する実技を5症例以上行い、レポートを提出します。

研修の流れ



※それぞれの流れのイメージです。実際とは異なる場合があります。

特定行為研修を受講するためには

受講資格審査の出願要件

- ①日本国の看護師の免許を有すること
- ②看護師免許取得後 **5** 年以上の実務経験があること
- ③受講生の所属施設で実習を実施できること ※1

- 入学試験として受講資格審査を実施、合格すると受講が認められます
- 受講資格審査に**出願する時点で、出願要件を満たしていることが必要**です
- 准看護師の経験年数は含みません

※1 所属施設で実習を行うには、当協会の協力施設として登録していただく必要があります。
詳細は協会ホームページをご確認ください。

特定行為研修

受講資格審査

1月

- 受講資格審査の出願要項や出願書類などは、令和3年11月にホームページで公表予定
- 審査方法：書類審査

出願期間：令和4年1月4日～1月14日

合格発表：令和4年3月4日

※令和4年度の出願期間は、変更になる場合があります。

所属施設で実習を行うための準備

当協会の特定行為研修では受講生の所属施設で実習を行います。そのため、当協会と連携協力するための協力施設として登録手続きが必要です。実習を行うにあたっては、厚生労働省の提示している協力施設の指定基準を満たすことが必要です。準備いただく内容は、以下になります。

準備事項	詳細
症例数の確保	選択した特定行為区分の症例数の確保
特定行為研修実施責任者の配置	貴施設で行われる特定行為研修の実施を管理する責任者 (受講生の履修の進捗状況や、協会との連絡をご担当いただく看護管理者等)
実習指導者の選任	実習の指導、提出レポートの添削指導、質疑応答をご担当いただく医師等
医療に関する安全管理のための体制整備	<ul style="list-style-type: none">・実習における、医療に関する安全管理のための組織の設置・実習における、緊急時の対応に係る手順を記載した文書の作成・実習についての患者からの相談に応じる体制の確保・実習実施にあたり、患者に対する説明の手順を記載した文書の作成
当協会との連携	定期的な会議（オンラインで実施予定）への参加 (指導方針、受講生の履修状況の確認等)

※登録手続きにあたっては、管理者の許可を得てください。

受講の費用（税込）

項目	会員価格	非会員価格
特定行為研修 受講資格審査	16,500円	27,500円
共通科目 受講料	415,900円	623,900円
修了試験料（1区分）	33,000円	49,500円

●上記の金額に加えて、下記の区分別科目の受講料が必要です。

区分別科目	会員価格	非会員価格
栄養及び神経症状に係る薬剤投与関連	39,100円	58,700円
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	35,200円	52,800円
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	65,500円	98,300円

※費用：500,600円（血糖コントロールに係る薬剤投与関連の区分のみ受講する場合）～671,200円（3区分全て受講する場合）

※費用については、予告なく変更する場合があります

日精看でチャレンジ！ 「特定行為研修」カリキュラム説明会

対象者：受講を予定している受講生と、養成を検討している管理者

方 法：オンライン（Zoom）

日 時：第1回 11月24日（水）18:00～19:00

第2回 12月1日（水）18:00～19:00

費 用：無料

内 容：令和4年度に開講する特定行為研修のスケジュール、
カリキュラム、費用などについて

申込方法：ホームページ「研修会のご案内」からお申込ください

申込期限：第1回11月17日まで、第2回11月24日まで

精神科認定看護師制度の改正 これまでの検討のまとめ

制度改正の方向性について

- 精神科看護の高度な専門性を備えた精神科認定看護師としての役割を果たすため、必要な知識と看護実践能力を確実に修得できるようにカリキュラムを見直す。
- 精神科認定看護師が、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムへ積極的に参画することや、地域共生社会の実現をめざした活動に取り組んでいけるように、認定資格取得後のフォローアップ体制を検討する。

特定行為研修制度および精神科認定看護師制度に関する検討プロジェクト中間報告より抜粋（令和2年度）

《検討の背景》

- 今回の制度改正は、現行の認定制度そのものに大きな課題があって行われるものではなく、これからの時代に即した精神科認定看護師制度という観点を重視しました。

精神科認定看護師がめざすべき目標

- ①精神科看護の高度な専門性を備え、精神科認定看護師としての4つの役割機能（実践，相談，指導，知識の発展）を適切に遂行できる。
- ②時代の変化に対応できる看護の知識・技術・思考を身につけ、精神科医療・看護へ貢献できる。
- ③精神科看護の対象者と活動領域を広くとらえ、当事者およびすべての関係者を包含した看護を創造できる。

《検討の背景》

- 平成27年度の認定制度の改正は、精神科看護の現場で起こる様々な状況に対応する力を発揮するために専攻領域を統合しましたが、精神科認定看護師が行う具体的な実践が見えにくくなる側面がありました。
- 精神科認定看護師としての役割を果たすためには、「個人の能力の向上」「組織における有用性」の観点を重視しながら、「精神科認定看護師がめざすべき目標」を明確化する必要がありました。

現行制度における課題の整理①

教育課程について

- 受講資格審査の出願者数が伸び悩んでいる状況があり、特に研修会場から離れた地域の受講生が少ない傾向にある。
- 精神科看護が様々な場で求められ、メンタルヘルスや災害支援など地域において活動をするための知識が必要となっているが、現行の教育課程では時間数が少ない。
- 認定志願者の知識の習熟度を確認する機会が限定的であることや専任教員の配置がないことなどが、知識の習熟度や活用に影響している可能性がある。

《検討の背景》

- 新認定制度の検討にあたっては、「精神科認定看護師がめざすべき目標」をふまえて現行制度の課題を整理しました。

現行制度における課題の整理②

資格者について

- 組織内において精神科認定看護師が活用されている様子はいかがいえるが、精神科認定看護師による学会発表が少なく、具体的な実践、活動状況、その効果が可視化されていない。
- 10の専攻領域を設けていた時は、専攻領域毎に担当講師を配置し、専攻領域毎に学術集会で分科会が開催され、それがフォローアップにつながっていた。現行制度では研修会開催などの情報提供が主であるため、フォローアップ体制を充実させる必要がある。

教育課程に関する検討のまとめ①

	現行	新認定制度
教育理念	■ 精神科看護の知識や技術を用いて質の高い精神科看護の実践・相談・指導ができる精神科認定看護師を養成する。	■ 変更なし
教育目的	■ 質の高い精神科看護の実践・相談・指導ができる精神科認定看護師を養成するために、これまでに蓄積された知識や技術と最新のエビデンスを基盤として、精神科認定看護師に求められる能力を涵養し、総合的能力と豊かな人間性を兼ね備えた人材を育成する。	■ 変更なし

《検討の背景》

- 現行の教育理念、教育目的は新認定制度においても踏襲します。そして、精神科認定看護師がめざすべき目標を達成するために必要な知識と看護実践能力を確実に修得できるようにカリキュラムの見直しを行います。

教育課程に関する検討のまとめ②

	現行	新認定制度
科目構成	■ 基礎科目、専門基礎科目、専門科目、演習・実習により科目を構成する。	■ 特定行為研修における共通科目と精神科認定看護師としての知識と技術を学ぶ認定科目、演習・実習により科目を構成する。
時間数	■ 735時間	■ 700時間～750時間程度
単位数	■ 38単位	■ 要検討
単位認定	■ 中間試験	■ 学習の段階に合わせて科目毎に行うことが望ましい
修了試験	■ 実習後のまとめで評価している	■ 新たに修了試験を設ける
科目免除	■ なし	■ 設ける方向性で検討する
修業年数	■ 2年以内 (8か月コースと2年コース)	■ 1年以内を原則にするか検討する
指導体制	■ 実習評価責任者、チューターを中心とした指導	■ 将来的に専任教員を配置することが望ましい
受講料	649,000円 (会員価格)	■ 指導体制と合わせて検討する

* 受講料は受講資格審査から登録までにかかる費用の合計金額

現在、検討中で
確定ではありません

新カリキュラム (案)

共通科目	時間数	認定科目	時間数	演習・実習	時間数
臨床病態生理学	40	看護マネジメント論	●	関係性を築く技術	●
臨床推論	60	コンサルテーション論	●	実習Ⅰ	●
フィジカルアセスメント	60	教育論	●	実習Ⅱ	●
臨床薬理学	60	精神科看護に関連した法規と制度	●		
疾病・臨床病態概論	55	看護研究	●		
医療安全学	60	ライフサイクルとメンタルヘルス	●		
特定行為実践		家族援助論	●		
		精神科看護学	●		
		精神科医療の治療を支える技術	●		
		安全を守る技術	●		
		地域生活を支える技術	●		
		リエゾン精神看護	●		
		看護倫理	●		
		意思決定支援	●		
小計	335		小計 ●		小計 ●
					総時間数 700~750

共通科目は特定行為研修の
共通科目を組み込みました。

※この新カリキュラム (案) では、「45分=1時間」として時間数を算出しています。そのため、特定行為研修制度における共通科目とこの新カリキュラム (案) では時間数の表記が異なりますが、実際の受講時間は同じです。

受講資格審査・認定試験に関するまとめ

	現行	新認定制度
受講資格審査	<ul style="list-style-type: none">■ 審査方法：小論文・書類審査■ 出願要件（概要） 看護師免許取得後5年以上で、 うち3年以上は精神科看護の実務経験	<ul style="list-style-type: none">■ 認定試験の実施方法と合わせて、 次年度に検討■ 出願要件は、変更なし
認定試験	<ul style="list-style-type: none">■ 実施方法：小論文・筆記試験・口頭試問■ 受験回数：2回まで	<ul style="list-style-type: none">■ 認定試験では、精神科認定看護師がめざすべき目標を達成するための知識・能力が身についていることを審査する■ 修了試験と認定試験の実施内容を検討する

登録・更新に関するまとめ

	現行	新認定制度
資格の名称	■ 精神科認定看護師	■ 変更なし 特定行為研修を修了している場合も 精神科認定看護師とする
更新	■ 更新要件 看護実践時間：2000時間以上 活動実績ポイント：100点以上	■ 更新要件 活動実績ポイント換算表、更新の要件を見直す。 それに伴い、申請書類も見直す。 看護実践時間：変更なし 活動実績ポイント：50点以上

《 検討の背景 》

- 特定行為研修の修了の有無により資格の名称を変更することは混乱や誤解を招く恐れがあるため、名称の変更は行わないことになりました。
- 精神科認定看護師の資質保持のため更新制を維持し、新認定制度では精神科認定看護師のフォローアップや質の維持につながる更新審査となるようにしていきます。
- 特に活動実績ポイントについては、実践活動の可視化や社会活動の推進に関する項目を高く評価する予定です。

制度改正に伴う資格者の 手続きに関することのまとめ

- 制度改正に伴って資格者が行う手続きはない予定です。
- 新認定制度における活動実績ポイントの計算方法は、見直しを行います。

更新申請 年度	更新の要件	その他の事項
2022年度まで	<ul style="list-style-type: none">• 看護実践時間2000時間以上• 活動実績ポイント：100点以上	<ul style="list-style-type: none">• 研究発表、ブラッシュアップ研修会の受講が望ましい
2023年度～ 2027年度	<ul style="list-style-type: none">• 看護実践時間2000時間以上• 活動実績ポイント●点×0.5と 研修・研究活動等報告書●点の合計50点以上	<ul style="list-style-type: none">• 学会発表、ブラッシュアップ研修会の受講が望ましい
2028年度以降	<ul style="list-style-type: none">• 看護実践時間2000時間以上• 研修・研究活動等報告書：50点以上	<ul style="list-style-type: none">• 学会発表、ブラッシュアップ研修会の受講のどちらかを5年間のうちに1回以上

* 更新申請年度：精神科認定看護師が更新申請を行う年度

フォローアップ体制に関するまとめ

- 精神科認定看護師がめざすべき目標を達成することができるようフォローアップ体制を検討しています。

精神科認定看護師ブラッシュアップ研修会の充実

その他のフォローアップ体制の検討

制度の普及・広報活動に関すること

- 多くの方に精神科認定看護師制度を普及し、活用していただけるように看護管理者や一般病院にもアプローチしていきます。

看護管理者へ
精神科認定看護師の
活用方法を周知

- 質の高い看護実践
- 看護師のメンタルヘルス支援など

一般病院の
看護管理者への
アプローチ

<診療報酬>

- 認知症ケア加算
- 精神科リエゾンチーム加算

特定行為研修の受講と
精神科認定看護師の資格取得
FAQ

Q：特定行為研修と精神科認定看護師教育課程を同時に受講することはできますか

- A:令和5年度以降に特定行為研修と精神科認定看護師教育課程が同時に受講することができるようになる予定です。

Q：特定行為研修と精神科認定看護師教育課程では、どちらを先に受講するといいいですか。

- A:まず特定行為研修で医学的知識を十分に学び、精神科認定看護師教育課程で看護実践を学ぶことを推奨します。しかし、現時点では受講の順について規定を設ける予定はありませんので、どちらを先に受講しても差し支えありません。

Q:すでに特定行為研修を修了している場合に精神科認定看護師教育課程を受講する時、共通科目の受講は必要ですか。

- A：今回の認定制度改正において、履修免除の規定を設ける予定です。詳しいことが決まりましたら、ホームページなどで公表します。

Q：今、精神科認定看護師の資格を取得していますが、特定行為研修を受講する場合に科目の一部が免除されることはありますか。

- A: 現行の精神科認定看護師教育課程において、特定行為研修と重なる科目がありますが、特定行為研修の目的にそって学習を行っていただく必要があるため履修の免除を設ける予定はありません。

Q: 実習を所属施設ではなく、他の施設で行うことはできますか。

- A: 特定行為の実施にあたっては、手順書による医師の指示が必要になります。特定行為の実施体制を整備するために所属施設で実習を行っていただきます。

最新情報を発信中！

- 最新情報をLINEやメールマガジンなどでお知らせします。ご登録は、こちらから。
http://www.jpna.jp/images/pdf/JPNA_social-account_20210912.pdf
- その他、ご不明な点やご質問は、協会事務局にお問合せください